

予算審査特別委員会：平成23年3月9日（開 会 午後13時00分）

委員長

只今から、予算審査特別委員会を開会いたします。只今の、出席議員は11名で、会議は成立いたします。議事に入る前に、一つ私の方からご挨拶を申し上げます。平成23年度予算審査にあたりまして、特別委員長を仰せつかる事となりました。本日から、始まります委員会では、委員の皆様方には、活発なご質問をお願いするとともに、理事者側におきましては、誠実なる答弁をお願いしたいと存じます。私といたしましても、委員会をスムーズに、そして、その結論が、適切に導き出されるよう努力をし、職責をまっとうしたいと思っております。皆様方の特段のご配慮と、ご協力を改めて申し上げます。どうかよろしくお願いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。本委員会に付されました、平成23年度平取町各会計予算について、審査をいたしたいと思っております。平成23年度平取町各会計予算に対する質疑を進めてまいりたいと思っております。それでは、先ず、議案第11号平成23年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしましては、はじめに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第2表、債務負担行為、第3表、地方債と順を追って進めてまいりたいと思っております。なお、委員会審査を進めていく上で、予算の年度別区分を明確にするために、本年度、来年度とは表現せず、必ず平成22年度或いは、平成23年度として、発言されるよう改めてお願い申し上げます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入の方から質疑を行いますので、皆様方の予算書の9ページをお開き願いたいと思っております。9ページにおきまして、質疑は、ございませんでしょうか。10ページ、11ページ。以下、順次2ページずつ進めてまいりますので、よろしくお願いたします。2番平村委員。

2番
平村委員

11ページの、土地家屋課税標準額が、合わせて1億円あまり増えているんですが、この内容をお知らせ下さい。税務課長。

委員長

税務課長。

税務課長

それでは、お答えいたしたいと思っております。家屋につきましては、平成22年中の新增築、取壊し、滅失等を積算し課税標準額を掴んでいるところであります。課税標準額につきましては、平成22年度予算比、7421万4千円、1.3%の増となっております。この理由といたしましては、家屋の評価替えにつきましては、3年に1度の評価替えになります。3年間評価替えが据置きとなります。従いまして、平成22年中の新增分がそれに加算されるという形になりまして、新しく、新たに建てられた或いは、増築された部分の課税標準額が、7421万4千円ということでございます。以上でございます。

委員長 他に、10ページ、11ページについて、質疑ございませんか。12ページ、13ページ。12番藤澤委員。

12番
藤澤委員 しばらくぶりですが、こっちに座ったんですが、起立するんだったでしょうか。12ページ、下の方ですね、軽自動車税。これについてなんです、倉庫に眠ったままとか、幽霊的な処理されていない登録を返していない、そういうものが、結構あるかと思うんですが、そういう把握というのは、町税は取らないんでしょうか。取っていないんでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えいたします。軽自動車税の課税客体につきましては、現実に使用している部分と、例えば、軽自動車税4輪の場合ですと、車検等がありますわけですから、車検取らなくても基本的には、使用可能な状況であれば、その保管場所も市町村で、課税することになっております。それは、バイクについても、小型特殊自動車についてもそういうことになっております。ですから、通常でいきますと、軽自動車の場合は、4輪ですと軽自動車協会への届出、住所変更等、抹消、新規登録というものについて、当方では、それに基づいて処理しているわけでございます。なお、町からナンバー交付される、バイク、小型特殊自動車等につきましては、その都度、届出が必要になってまいります。それで、4月1日時点の所有にかかるわけですから、3月或いは、もう既に週報等で、抹消した場合には、廃車にした場合には、速やかにナンバーを返納し、抹消届けをするようにということで、住民、町民の方には周知しているところでございます。以上でございます。

委員長 他に、12、13ページ、質疑ございませんでしょうか。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。11番櫻井委員。

11番
櫻井委員 11番櫻井です。22ページ、下の町営牧野使用料についてであります。予算対比では、前年度の約半分になっておるわけでありましたが、今年度においても牧野の一部が軽種馬の放牧地になっておりますが、他にもまだ使いたいという申し入れもあったはずであります、予算額を見ると相変わらず積極的に収入の道を探っていないというのが分かる訳で、こういった努力がなされていないという気がいたしますが、軽種馬農家等に対しまして、今後公募するなど、考えはないのか伺いたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長

お答えいたします。町営牧野使用料につきましては、平成23年度、339万7千円で予算を計上させていただいております。この額につきましては、平成22年度の実績で算出しております。内訳といたしましては、農家分が9戸で、238万円。畜産公社分が101万7千円となっております。22年度予算と比較しますと、農家数で1戸、頭数で24頭、金額で78万円4千円の減となっておりますけれども、減の理由といたしましては、昨年宮崎県で発生いたしました、口蹄疫の関係で利用頭数が減っているものと思われまます。ご質問の川向牧野のことなんですけれども、これについても、年々利用頭数が減少しております。平成18年度が、43頭の利用に対しまして、22年度で、27頭ということで、年々減少傾向にあるということで、ただ、川向牧野につきましては、主に農用馬、乳用牛を放牧ということで、宿主別牧野につきましては、肉用牛を放牧しているという、住み分けを行っている状況にあります。ご質問の、借りたいところもあるということですが、川向牧野利用されている農家の方につきましては、気候が良いこと、涼しくて、それと、アブやサシバエなどの吸血昆虫が少ないことを理由にそちらの方が良いということもありますので、この辺につきましては、この部分を含めて宿主別牧野に統合するのかどうかということにつきましては、今後は、農家の方とも十分検討していきたいと考えております。

委員長

11番櫻井委員。

11番
櫻井委員

今の、口蹄疫の関係で下がったと言っておりますが、22年度の予算書を見ても260万ほど下がっているという、実際にこういう数字出てるんで、実際には、口蹄疫云々というよりも放牧している人のというか、牛の数が確実に川向を利用していないという事に現れている数字だと思いますので、要するに宿主別の方に移行できると、もちろん言っているのは分かるんですけど、そっちの方に移行して使うというのは、十分可能なんで、やっぱりこれだけ財政赤字で、大変だって言って収入の道を探ることが、やっぱり前提にあるとは言わないんですけど、こういうことを考えて、やっぱり23年度から積極的に進めたいと思うんですが、その辺もう一度お答えいただきたいんですが。

委員長

副町長。

副町長

それでは、お答えしたいと思います。町営牧野、先ほど産業課長ご説明したとおり、宿主別と川向の2箇所牧野がございます。入牧料については、確か昭和61年から入牧料金据え置きをしたまま、消費税の分しか加算をしてないような状況かなというふうに思っております。ただ、今の農業情勢の中で、転作面積がかなり当時よりは増えているということで、自家用の草地がかなり増え

てきたということで、口蹄疫のせいばかりではなくて、自前の草地が増えたということで、入牧頭数が減ってきているというのも一つの要因かなというふうに思っております。川向の牧野の利活用のことですけれども、町営牧野の管理条例ご覧になると分かると思いますけれども、畜産振興のための牧野ということになっておりますけれども、当初、この牧野の入牧家畜については、軽種馬については、想定をしてないんですよ、そういうようなことで、管理人それと放牧施設そのものも軽種馬を想定したそういう牧柵含めて、そういう施設になってないというようなことで、これを23年度から直ぐ軽種馬も含めて放牧対象にということは、物理的に不可能なのかなというふうに思っております。それと、前段申し上げました、当初から軽種馬を想定していないという事がございますので、現在は、農用馬と乳用牛の農家の放牧地という形で、使用しておりますので、これらの競合の関係が出てきますんで、その辺については、生産者団体と十分協議しながら進めていかなければ、23年度から即という事には中々ならないのかなというふうに思っております。例えば、牧柵整備をどうするのか、利用者負担にするのか、町が設置をするのか、それらの内容等にも研究しなければならないので、その辺については、只今申し上げましたとおり、生産者団体含めて、十分検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長

11番櫻井委員。

11番
櫻井委員

そうすれば、生産者団体と協議が、例えば、まとまるとすれば23年度からでも利用は、可能。もちろん牧柵の問題等もあるでしょうけれども、可能ではあるという事で理解してよろしいですか。

委員長

副町長。

副町長

23年度当社から、放牧可能ということには、かなり厳しい状況だと思います。川向牧野には管理人1名を配置しているわけですが、管理人は、通常牛の見回りをする管理人という事で配置をしておりますので、いわゆるその高価な軽種馬を対象にということは、全然想定していませんので、その辺の賃金の考え方もありますでしょうし、協議が整った時点で即という事は、ちょっと中々厳しいのかなというふうに思っております。ちょっと時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

他に、22、23ページ質疑ございませんか。2番平村委員。

2番
平村委員

22ページのアイヌ文化博物館使用料ことなんですけれども、前年度より30万円減額して、630万円を計上しているんですけれども、今年は、体験学習な

どを企画して、何とか入館料を増やしたいというご意見を聞いていたんですけども、その辺は、どのようにお考えになっているのかお聞かせ下さい。

委員長

文化財課長。

文化財課長

お答えいたします。平成22年度の入館料につきましても、平成23年度と同じ630万を計上しております。昨年の答弁の時に体験学習ですとか、色々と事業を組んで、入館者についても増やしていきたいというような話をしておりましたが、実際に今年度の見込みの入館者につきましては、有料で1万6千名。21年度につきましては、1万8千名ということで、2千名くらいの減少というような形になっております。要因としましては、6月に道東道の無料区間が、高速道路が無料になったということで、一般の来館者大人の方が、人数的にかなり減っているというような状況がありまして、減ってきております。23年度におきましても、引き続き色んな事業、また体験学習等も工夫しながら入館者につきましては、何とか減少食い止めていきたいというふうに考えておえます。以上です。

委員長

他に、22、23ページ。10番大崎委員。

10番大崎委員

10番大崎です。12ページの軽自動車税のところで言ったらいいのか、ここで言ったらいいのか、ちょっと考えあぐねてたんですけども、一つ私のご提案というんですか、軽自動車以外に例えば、50CCのバイク、或いは80CC、そのあと125CC以下のバイク、或いは小型特殊自動車っていう、そういうあとは、50CC以下の自動車と色々ご当地で、市町村でナンバー出せる自動車ありますよね、今年の1月現在、全国的19の市町村で、そういうご当地ナンバー出してるんですよ、この間も北見の方で、カーリングの石をこうしたやつを出したお話出てたんですけども、折角平取もトマトや、或いはこのすずらん、それとか、例えば、アイヌ文様入れるですとか、そういったものをちょっとした遊び心といたらなんなんですけども、そういったものを発行しても非常に楽しいんじゃないのかな、なんかこんな事やってるんだなっていうので、非常に良い動きが生まれそうな気がするんですけども、そういったことを検討される機会はないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長

税務課長。

税務課長

お答えしたいと思います。実は、私もそういう情報を毎年本州の方から年に1、2自治体からこういうふうにナンバー、ご当地ナンバーを作成したのでという変更の通知は入っております。私どもといたしましても、平取町をアピールする手段として、町外からの旅行者に対応するためにもやっぱりそういう形で今

後知名度を売るという意味で、独自のナンバープレートの検討をすべきだというふうに考えております。ただ、今後、私も実は3月で退職なものですから、後任者にそういう状況にあるということを申し伝えて、今後検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 他に、22、23ページございませんか。24、25ページ。5番安田委員。

5番
安田委員 5番安田。24ページの1節の畜犬登録手数料というところで、全く去年と同じなわけでございます。本来であれば、22年度の登録の40頭分というのが、注射済票交付手数料が増えなければならないのが、全く同じというのは、どういうことなのか、それとも40頭分が亡くなったのか。

委員長 町民課長。

町民課長 それでは、お答えいたします。この40頭につきましては、昨年と同じ同額の数字を持っておりますけれども、この40頭につきましては、新しくこっごができた時に登録する数字でありまして、それで、大体目安として、年間40頭くらいでないかというおさえをしております。それと、注射済票交付手数料ですけれども、これにつきましても、実績に基づいて一応計上させていただいておりますけれども、平成22年度の頭数につきましては、325頭で17万8750円という事でありまして、それに見合った数字を載せさせていただいております。そういうことで、今年、昨年度同額の数字を載せさせていただいております。以上でございます。

委員長 他に、24、25ページございませんか。2番平村委員。

2番
平村委員 25ページの子ども手当に負担金のところなんですけれども、この負担金は、国、道、町の割合があると思うんですけれども、その割合を教えてください。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 只今のご質問でございますけれども、それぞれに0歳から3歳、そういった意味では、そういう段階は色々ございますけれども、基本的には、中々、正直簡単にはいかないので、例えば、国庫負担金の0歳から3歳までにつきましては13分の11だとか、道は13分の1だとかということで、それぞれの階層ごとで率が非常に変わりますので、できましたら後ほどその辺のものを整理して報告したいと思いますけれども、ちょっと正直なところ39分の19だとか、色々ありますので後ほど分かるような資料として整理して出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 他に、24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。9番鈴木委員。

9番
鈴木委員 14款2項5目、そのうちの2節ですけれども、従来であれば、小学校の関係の補助金も出ていたということですからけれども、無いと言うことは、対象者がいないということなのかなと思います。確認させていただきます。それと、これは、私の22年度までの過年度の中で既にこういう形で出ていたのかなということ、十分気が付かなかったという思いがあるんですけれども、これは、要保護児童生徒の援助費ということについての国庫補助金が2分の1という事です。実際には、町の歳出の中では、準用保護についても当然出しているわけでありまして、対象児童確か60名ほどいるというふうに以前お知らせいただいていると思うんですけれども、その準用保護ということについての国なり、道なりのそういった補助というのは一切ないということなのか、それとも別な科目で入る仕掛けがあるということなのか、その辺について伺いたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習
課長 教育費の国庫補助金の中学校費補助金ですけれども、小学校はのっていないかということでしたね、ちょっとこれにつきましては、お調べして後ほどご回答したいと思います。

委員長 鈴木委員、よろしいですか。後ほどという事で、他にございませんか。2番平村委員。

2番
平村委員 今の、28ページのアイヌ文化環境保全対策事業費が、今年度624万9千円減っているんですけれども、この委託費の減らした原因は、どういう理由で減ったのか、終わりに近づいてきたのか、その辺ちょっと委託金として減っているんですけれども。

委員長 アイヌ文化推進課長。

アイヌ文
化推進課
長 それでは、只今のご質問にお答えいたしたいと思います。今年度につきましては、アイヌ文化環境保全対策事業委託金、3038万2千円を計上しているところでございますけれども、前年度より639万5千円落ちているわけでございますけれども、前年度につきましては、国の方の変更契約を行っておりまして、その部分が前年度は加味されていたと、変更理由といたしましては、アイヌ文化情報センター建設に伴う調査業務の事務所的な活用というような事も

ありまして、当初よりも金額を変更して契約したという事がございまして、実際には、前年度につきましては、当初契約が2900万というようなことでございまして、それに変更契約分が加わって3600万ということになった訳でございまして、今年度につきましては、従来どおりの予算範囲という事になっているところでございます。

委員長 他に、29ページまでございませんか。30、31ページ。5番安田委員。

5番
安田委員 30ページの商工費委託金で、58万ほど下がっているんですけども、減っているんですけども、何か環境の維持管理、何か内容が変わったんだろうか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。これにつきましては、二風谷ダム周辺の主に草刈の委託料ということで、国の方からいただいておりますけれども、50万円減った内訳については、前年22年度実績に基づいて算出等させていただいておりますので、その関係で減少しております。

委員長 他に、31ページまでございませんか。32、33ページ。34、35ページ。36、37ページ。38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページ。9番鈴木委員。

9番
鈴木委員 ちょっと、お戻りいただいて、43ページの繰入金、18款1項3目平取町地域雇用創出基金の繰入金の関係で伺いたいと思います。予算説明資料を見たときに確か、一般管理事務というようなことで見込まれていた対象の方の数が、8名というふうに記載になっていたと思います。予算説明資料上で見ると、この間の説明では、臨時雇用10名という説明であったかというふうにメモしてあるものですから、間違っていればあれですけども、その2名の差というのが、どこの部分に対する事なのかということについてちょっと伺いたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 お答え申し上げます。説明資料上で、8となっておりましたが、私の前回の説明で10名分に充当予定したということで、説明書のご訂正いただきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。それでは、48、49ページまで進みます。48、49ページございませんか。11番櫻井委員。

11番
櫻井委員 49ページ、振内歯科診療所貸付金元金収入についてであります。22年度を見ますと、395万4千円となって、今回33万4千円の減額になっているんですが、これ元金収入で毎年計上されてる金額にあまりにも程遠いと言いますか、極端に変わったんですけど、どうしてこういう形になったのか、ご説明願いたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。今までは、平成22年までにつきましては、395万4千円ほど計上させていただいておりましたけれども、今回33万4千円の計上になった理由でございますけれども、実績に基づいた中で計上するという事で、今回33万4千円ほどとさせていただいております。それで、4月から平成23年2月28日現在の中で、収入いただいておりますのが36万5千円という事でありまして、それに見合った数字を23年度載せさせていただいているという事で362万ほど減額しております。以上でございます。

委員長 11番櫻井委員。

11番
櫻井委員 それでは、今後もそういう計上の仕方をずっとしていくということですか。

委員長 町民課長。

町民課長 櫻井議員の言うとおりに、実績の中で計上させていただきたいと思います。

委員長 櫻井委員よろしいですか。他に49ページまでございませんか。50、51ページ。11番櫻井委員。

11番
櫻井委員 多分、以前にも説明あったのかと思いますが、50ページの2雑入の中ほどすこやかロード事業助成金という項目があるんですけど、ちょっとその内容を教えていただきたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 只今のご質問でございますが、すこやかロード事業助成金ということで、実は、保健推進係でやっております事業でございます。健康づくり財団からこの町内の親水公園等も含めた、すこやかロードという事業で認定をいただきまして、その事に対する看板の作成の助成等という事で、実は、健康づくり財団

から入ってきているお金という内容でございます。

委員長

他に、50、51ページ質疑ございませんか。52、53ページ。ありませんか。なければ以上で、歳入の質疑を終了いたします。次に、歳出の質疑を行いたいと思います。54ページの、議会費から質疑を行ってまいります。以下、同じように2ページ毎行いますので、よろしく願いいたします。54ページ、ございませんか。9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

議会費ということで、4の共済費のところ、議員共済町負担金ということで、年金廃止に伴う負担ということで計上されております。これのことについて、具体的な中身の負担ということについては、伺っていないというか、それと、これは今後、23年度だけという事ではなく、やはり引き続く事なのかなというように事も思ってるんですけども、その辺のことについては、どういうその内容になっているのか、私が聞くのは変かなとは思いますが。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。23年度の新年度で、計上した負担金でございますが、ご存知のとおり、年金制度が廃止されるということでございまして、今後、廃止後の支給の取り扱いにつきましては、在職12年以上を経過されている議員につきましては、掛金総額の80%一時金か若しくは廃止前の法律の例による年金の受給を受ける選択が出来るということでございます。12年に満たない方に関しては、掛金の80%の一時金を支給するというところで、遺族年金につきましては、今の例によるということになってございます。今後、その負担分については、全て公費負担というようなことが、義務付けられておりまして、今後の支出といたしましては、平成27年度までは、23年度のようなかなり高額な負担金の支出が必要になるかなということございまして、その後、国の思案といたしましては、一般的な年金の支給だけになるというような推計になっておりますので、今後実際どのような負担率で、負担せよということは、まだちょっと明らかでない部分がございますが、27年度までは、この全体的な数字から見ますと、やはり23年度並みの負担を毎年支出して予定しなければならない状況かなというふうには踏んでおります。以上です。

委員長

9番鈴木委員。

9番
鈴木議員

支出先といいますか、どこか窓口があって、そこへ支出し、今までの年金の残分、国なり、道なりの負担分合わせてというそういう仕組みになっていることの中での、町負担分ということになるという理解になるんでしょうか、その辺のちょっと伺います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

これは、町村議会議員共済会というところが、全部こういった事務等も行って
いるということございまして、今後の負担金につきましては、国と道との
いわゆる特定財源的な措置はないということで、全額市町村なりの負担というよ
うなことでの内容になってございます。基本的には、支出としては全額町議会
であれば、町の負担ということになります。国の方の地方財政計画の中に、
その支出が盛り込まれているということですので、今後、地方交付税等の単位
費用なりにそういったものが盛り込まれてくるということなのかなと踏んで
おります。以上です。

委員長

鈴木委員よろしいですか、今の回答。それでは、55、56ページに入ります。
10番大崎議員。

10番
大崎委員

56ページの、12役務費、通信運搬費というところなんですけれども、全町
的なことで、ちょっとお伺いしたいんですけど、全町的なその通信費というこ
とで、お伺いしたいんですけども、光ファイバー、23年の4月1日から利
用されると思うんですけども、役場庁舎、支所間とか、様々な町の施設との
通信手段として光ファイバーも利用されると思うんですけども、そういった
中で、そういった部分の光ファイバーケーブルを使うことによって浮く部分
が、実際問題あるのかどうかということについて、ちょっとお伺いしたいと思
います。

委員長

総務課長。

総務課長

一般管理費におけます、役務費での通信運搬費に関連いたしまして、光電話を
導入した時点でのその電話料等がどの程度の削減等が見込まれるのかという
ことになろうかなと思うんですけども、現在のところ概算というようなこと
で、積算をNTTの方をお願いをしていただいたところなんですけれども、電
話料、当然月々によってその変動があるんですけども、概ねこの本庁舎、更
にふれあいセンター、公民館、病院、支所、博物館、情報センター、沙流川歴
史館等々、全部含めまして、現在のところ約28万9千円、30万くらいの月々
の電話料になってます。これが、22万くらいに毎月なるという積算がされて
おりまして、概ね29万が22万ですので、7万程度月々7万程度削減が見込
まれるという状況であります。年間にいたしますと、80、4、5万くらいは、
電話料としては削減できるというふうに見込んでおります。

委員長

55、56ページ、他にございませんか。11番櫻井委員。

11番 櫻井委員 56ページの13節委託料の下から3番目、ISOに関する質問であります
が、20万が増額となっているのは、更新料だと思うんですけど、これ一定程度、
成果が見られると思うんですが、今後、こういった形で続けていくのか、
ある時期に来ると止める考えもあるのか、その辺伺いたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 ISO14001の、ここでは定期審査委託料となっているんですけども、
大変申し訳ないんですけども、更新審査委託料ということで、23年度予定
しております。大変申し訳ないんですけども、訂正をいただきたいというふう
に思います。それで、45万ということで23年度計上させていただきました。
3年に1度ということで、このISOについては、更新をこれまでできてござ
います。23年度におきましても、更新を行っていきたいということなんで
すけれども、以前の新聞報道等にもあったかなというふうに思うんですが、こ
のISO14001として取り組んでいる自治体ということでは、市町村では、
平取町だけということに現在のところはなっております。それで、これまで、
色んな形の中でこのISO14001ということでは、平取町として推進
をしてきてございます。それで、様々な形でその削減は、当然なんですけれど
も、温室効果ガスの削減だとかというようなことで、諸々の事業等を行ってき
てはいるんですけども、それで、独自のマネジメントシステムを構築する中
で、実際にやっつけられるかどうかというかですね、現実的にはもうこれまで、
基礎等が出来上がってきておりますので、やるということは可能なかなと思
うんですが、内部だけでそれら进行处理をしていくということと中々やはりそこ
に甘い部分が出てくるというようなこともありまして、やはり外部審査を受け
るということもやはり一つの手段なのかなというふうには考えております。しか
し、当然経費等も掛かりますし、これらに係ります事務ということもかなり膨
大なものにはなっておりまして、そのようなことも考慮していきますと、現時
点では、この今年23年度更新をして3年間行う中で、その3年間後には、独
自のマネジメントシステムを構築する中で、自ら実施でき得ればなと思っ
ておりますが、この3年間はもう一度更新をしていきたいというふうに現在
のところは考えております。

委員長 他に、56ページまでございませんか。なければ、先ほど答弁保留となっ
ておりました、28ページの鈴木委員からの質疑に対してのご答弁お願いいた
します。生涯学習課長。

生涯学習課長 大変失礼しました。小学校の部分については、対象児童はいないということで、
中学校のみとなっております。財源については、一般財源で入っているという

ことで、交付税ですね。

委員長 よろしいですか。鈴木委員。はい、それでは、57ページ、58ページ。2番平村委員。

2番 平村委員 55ページの、一般管理費の旅費なんですけれども、この旅費は、普通旅費のところ、この中に職員研修に係る旅費が含まれているんですけど、説明ちょっと聞き逃してしまったんですけど。

委員長 総務課長。

総務課長 9節旅費でのご質問でございますけれども、普通旅費といたしまして、139万2千円を計上させていただいております。この内訳といたしましては、大きく分けまして、3点ほどになると思っておりますが、総務関係旅費というようなことでは、町長、副町長の会議等々に、町長の出張等に係ります旅費ということで、36万2千円。それと、職員の新採用職員等に係ります赴任旅費というようなことで、25万2千円を計上いたしまして、残りが職員研修ということで、77万8千円を計上をさせていただいているところであります。

委員長 他に、56ページまでございませんか。なければ、57、58ページ。59、60ページ。61、62ページ。11番櫻井委員。

11番 櫻井委員 61ページ、14節の使用料及び賃借料であります。野鼠駆除剤散布用ヘリコプター借上料、これもやっぱり年々上がっているんですが、その理由についてお答え下さい。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。この野鼠殺鼠剤の散布用のヘリコプターの借上料ですけれども、今年は、38万4千円ということで面積が250ha、単価が1460円に消費税ということで、算出させていただいております。この散布の面積なんですけれども、これ計画に基づいて年々やっておりますので、その年の面積によって増えたり、減ったりということはあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 他に、61、62ページございませんか。63、64ページ。65、66ページ。7番山田委員。

7 番
山田委員

7 番山田です。先日、予算説明の中で、若干の説明いただいたんですけども、この地域おこし協力隊謝金ということで、新たに出てきたんですけども、それと 1 3 の委託料の中で、また、ここに地域おこし協力隊コーディネート委託料ということで出ております。それと、6 6 ページにいきまして、地域おこし協力隊補助金というのもまたお金が出ていますけれども、この辺の内容について、もう少し予算説明の時より詳しい説明をいただきたいですし、この N P O 法人に委託するという事なんですけれども、もしこの内容等にも計画予定があるのであれば、その辺の説明もお願いしたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。地域おこし協力隊の全体的な予算といたしましては、それぞれ、費目に分かれてはございますが、9 4 5 万円を総事業費としてございます。内容といたしましては、8 節報償費の協力隊の謝金ということでございまして、これは、今予定している内容といたしましては、3 大都市圏を中心とした地域おこしに意欲のある若者を当町に誘致いたしまして、様々な町づくりの活動に当たっていただくということでございまして、町が委嘱するといった形を取らせていただきたいと思います。そのそういった活動への謝金ということで、内容といたしましては、月額 1 7 万円、今回募集が若干遅れるということで、それを 1 0 か月分の 3 人分ということで 5 1 2 万円の計上をさせていただきます。残りの事務費的なものでございますが、その作業に掛かる消耗品等で、3 0 万円を計上させていただきます。それから、ご指摘の委託料でございますが、これにつきましては、この 3 人の協力隊員の平取町での様々な活動等に対して、そのプログラムと言いましょか、そういったものを全ていわゆるコーディネートと言いましょか、組立てをやっていただくというようなことを目的に、そういった任務と言いますか、業務を N P O なり、法人等に委託したいというふうに考えてございまして、その経費で 3 3 0 万円を計上させていただきます。それから、協力隊員が視察ですとか、研修に出る費用、その他住宅料、住宅も自ら借りていただくというようなことで、住宅料とか、車両等の車を持って来られる方であれば、車両等の借上げ費用というようなことも含めて、助成金というような形で支出をしたいと考えてございまして、その分が 7 5 万円というように事に、合わせて 9 4 5 万円の事業費で、実施する予定でございます。以上です。

委員長

7 番山田委員。

7 番
山田委員

今の説明のとおりなんでしょうけども、これについては、何年間か継続していくという方向性を考えて、当然ながらそういう方向性に向かわなかったらならないんではないでしょうか、これは、この方式は年数に応じて入れ替えがあつて、

新しい人をどんどん取り入れていくという方式にするのか、その辺ちょっとお尋ねします。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今回の予定としては、1年度、単年度毎に、それぞれのその方々の面接等行って実施をしていきたいと思っておりますが、最大3ヵ年というようなことでの、一応の期限の区切りたいと思っております。非常に意欲のある方で、1年で1年より多く平取町に係っていただきたいというような、意欲のある方は、更に継続してというようなことになろうかなと考えておまして、その3ヵ年という期限のもう一つの根拠といたしましては、1人350万円を限度に特別交付税が措置されるということもございまして、その期限が3ヵ年といったこともございますので、それを一応の区切りとして今進めたいというふうに考えてございます。

委員長 9番鈴木委員。

9番鈴木委員 今回の地域おこし隊の関係なんですけれども、今の説明では、3人の10ヶ月ということで説明がありました。4月からすぐ来るということではないということでの、あれなのかなというふうには思いますけれども、その辺の確認と、もう一つは、たまたまですけれども、テレビで、喜茂別ですか紹介されておりました。そこは、人数的にも3人ではなくて、もっと多い人数が都市部から来ているということで、紹介があったと思いますが、その月の給料ということでは、20万ということで放送されておりました。他町との整合性と言いますか、その辺はどういう形で、17万という金額になっているのか伺いたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 先ず、10ヶ月の設定でございますが、これから、募集の期間とか含めますと、初年度については、やはり、早くても6月からこちらに来ていただくことを想定しての10ヶ月ということでございまして、継続してやれるということであれば、来年度からは募集期間を早めて、4月から実施したいというような考えでございます。喜茂別の例を言いますと、喜茂別町におきましては、22年度に8名を募集して色々な活動に当たっていただいているということでございます。この、謝金等の決めというのは非常に、任意と言うか、今年道内で8町村がやっていると聞いておまして、その実態等を調べてみたところ、条件的に非常にバラバラでございまして、下限は15万くらいから、喜茂別が一番高い方の部類でございまして、同じくやる新冠町は、確か16万5千円というよ

うなことでの設定でございまして、この辺は任意というようなこともありますけれども、一応の単価として17万として決めさせていただいて、あと車両ですとか、住宅料は、別な形で補助するというようなことで、初年度は進めさせていただきたいなというふうに考えてます。

委員長

10番大崎委員。

10番
大崎委員

10番大崎です。只今の、続きなんですけれども、協力隊の方々のその募集されて、3人に設定されるということで、試験というか、面接とかあると思うんですけれども、例えば、町のこういった問題に対してどう対応するかとか、そういったことで選抜されるのか、その辺のことお知らせいただきたいのと、それと、せっかく来ていただいて、実際的にすぐ私はちょっと気短いんで、短腹なんで、すぐ活動してほしいんですよ、ですから、すぐ即戦力として、なれるように、事前の研修というか、そういったものをきちんと、今平取町でこういう問題抱えてますよとか、そういったものがやっぱりなきゃ駄目だと思うんですよ、それでまた、折角きても何日間か過ぎちゃうと、折角の協力隊の方々もったいないんで、フルに有効に使うためには、事前の平取の問題点とか、どう改善するような方策がありますとか、やられるとは思いますが、その辺ちょっと詳しくお知らせいただけますか。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

選別方法につきましては、これも、ある程度委託するところをお願いはしようとは思ってますが、喜茂別町の例と言いますと、先ず書類審査等がありまして、論文、作文等を提出いただくという事にしておりますので、平取町でもそういった、うちにきてどんなことをやってもらえるかとか、そういった熱意が伝わって、わかるような形で、そういった作文なり、論文なり、先ず提出していただいて、あとは、面接というふうなことになろうかなというふうに考えてございます。大崎議員おっしゃるように、事前にすぐ活動に入れるような体制にするというのは、理想だと思いますけれども、ある程度平取町での募集の時も、こういう町ですよというような事での色々な情報は提供したいと思っておりますけれども、その辺の事前のレクチャー的なものも、密度の濃いそういった内容で事前実施するといった形で、極力そういったことでの時間をかけないで、本来のそういった活動に移っていただくような形にしたいというふうには考えてございます。

委員長

7番山田委員。

7 番
山田委員

先ほど、自分の質問の中にNPO法人、どこのNPO法人になるのかという質問もしたはずなんですけれどもそのお答えと、それとこの3年間で、当然、今平取町移住定住ということをして、促進している中で、こうやって来てくれる人たちの作文で、平取町のこういうところを勉強してもらって、作文も書いてもらうということなんですけれども、当然ながらこういう条件も付けたらどうかなと思うんですけれども、そのままおこし隊として来て、例えば、自分として企業を興して、平取町に定住していただきたいとか、そういう条件等についても考えておられてるのか、ちょっとその辺お聞きしたいです。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

NPOへの委託に関しましては、どこのというようなことでの設定はしておりませんが、こういったことに関連して、そういったプログラミングですとか、コーディネート出来る能力をもったNPOということで、これも公募方式のプロポーザル的なもので、応募しようというふうなことでは、予定してございます。それで、移住定住施策の一つとしての取組みというふうに、私どもも考えてございまして、当然、来た方がそのまま平取町に住んでいただけるということになれば、非常に施策としては、一定の目的を達成することになるのかなというふうに考えてございます。それで、地域おこし協力隊としての一応の総務省の活動内容といたしましては、環境保全活動ですとか、農業支援、住民生活支援等がございまして、こういったことも広く従事していただくというようなことと並行して、来た方自らが例えば、今山田議員おっしゃったような、企業とか、平取町で暮らしていけるような仕組みづくりと言いましょか、そういったものもここに来てもらって、肌で感じて、平取町として、平取町では何が出来るんだというようなことも含めて考えていただくような、そして、それが定住に繋がっていくような、そういった取組みを是非、この活動の中で、やっていただくようなことで進めさせていただきたいというふうには考えてございます。

委員長

他に、66ページ。7番山田委員。

7 番
山田委員

移住定住に関する事で、旧豊糠中学校の校舎の改修工事、自分も何回か会議に出て内容は分かっているんですけども、これ確か、2700万程度ということで、予算自分の中で記憶していたんですけども、改修工事3800万だったのか、その辺の確認と、それとこれだけの施設を改修して、施設を造っていく中で移住定住の関係もあるし、あと豊糠で土地と住宅付きで貸し出しして、住んでもらいたいということで、その計画もあったんですけど、今、当然ながら、今後出てくる農業委員会の方の問題で、土地の買収がかなり豊糠地区は進んでいるということの情報も当然ながら、課長の方で分かっておられると思う

んですけれども、こういう事に関して、豊糠地区というのはどのような感じで進めていくのか、ちょっとその辺の考え方も出来れば、お聞かせ願いたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

旧豊糠中学校の校舎改築の経費につきましては、当初、総合計画でお示していた、事業費が2700万ということで、前年度からのローリングの中で、概算的なこともございまして、その後、年度途中で補正いただいた調査設計を進めていった中で、色々水周りの問題ですとか、今の施設をかなり大幅に改修せざるを得ないというようなことになりまして、どうしても事業費が増嵩したというようなことで、最終的な総合計画の数字としては、3800万円を計上させていただいたというところで、そこでの整合性は取らせていただいております。それと、こういった校舎の利用と並行しまして、もう2年目になりますけれども、旧教員住宅を利用した、短期的な豊糠への滞在ということで、野菜なり、そういった家庭菜園的なものも付けた取り組みとしては、継続する予定であります。色んな農地の問題等もあろうかと思えますけれども、豊糠全体のこれからの方向性としては、これから色々その地域の方との協議は必要にはなってくると思えますけれども、この豊糠中学校の利用した交流宿泊施設を中心に、例えば22年度ですと、幌尻の登山客を主に対象にした、そういった取組みに限定されたというような事もありますけれども、これだけやはり投資をして、支出をして、充実を図るということです。通年で施設を利用できるようなプログラムと言いましょか、そういったものも検討しながら、一時的な滞在も含めて、やはり外から、どう、いかに人を呼ぶかということを中心に置きながら進めていくことになろうかなと思います。通年となれば、例えば、小中学生のそういった研修ですとか、そういったものも積極的に誘致するという事で、それを受け入れるための、インタープリター、案内人とか、指導的な立場を取れるような方の養成も必要になってくるかなというふうには考えてございます。

委員長

他に、65、66ページまでございませんか。11番櫻井委員。

11番
櫻井委員

66ページ、負担金補助及び交付金の下から7行目です。北海道河川環境整備促進協議会負担金であります。前年度の8千円から大幅に増額になっておりますが、この理由と24年度からこの金額はどのように変わっていくのかをお知らせ願いたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづく
り課長 この増額に関しましては、当町における河川に関する事業、主に国ですね、国の事業の事業割合によりまして、その年々で変動するというようになっておりまして、これも、昨年度の実績をもとに算出されるということで、総体として、そういった河川に対する事業が、当町での事業が多くなっているということでの増になっております。

委員長 67、68ページ。69、70ページ。71、72ページ。73、74ページ。75、76ページ。77、78ページ。休憩いたします。

(休憩 午後14時17分)
(再開 午後14時39分)

委員長 それでは、再開いたします。78ページまで、質疑の方ございませんでしょうか。2番平村委員。

2番
平村委員 68ページに戻らせて下さい。14節の使用料及び賃借料、借地料のところ、説明では、五十嵐さんのとこの前のところで、駐車場に町で借りている所なんですけれども、今、本町の住民センターの駐車場がなくて、最近お葬式とか、法事とか、結構使うようになりまして、駐車場がとても足りなくて、特に最近三井物産でも裏の方で新築しているので、あそこも夜、借りられなくなりまして、使う人がとても駐車場がなくて困っているのもうちょっと増やして、五十嵐さんの借りている反対側の道路ぶちにも昔の古い社宅が何戸かあるんですよね、そこもなんとか交渉して借りられれば、少し駐車が可能かなと思うんですけど、その辺のお考えはないのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 68ページの11目の交通安全対策費の中の14節使用料及び賃借料の中で、今、お話をされたかなと思いますけれども、現在、ここは先ほど申されましたように、43の1番地でございますけれども、278.94㎡でございます。今、話された、面積、別なところの駐車場ということなんですけれども、今のところ考えていないというのが現状でございます。そういうことでお答えしたいと思っておりますけれども。

委員長 町長。

町長 それでは、私の方から付帯で答弁をさせていただきたいと思いますが、ふれあいセンターの関係で、行事なんかありましたりしますと、本当に駐車場がかなり足りないというようなことで、農協の駐車場なんかも有効活用しております

けれども、それにしても足りない状況について理解しておりますので、もう少し実態を調べて、そういう借りられるか、どうか、その辺の実態も把握しながら可能であれば、そういう形も検討してまいりたいと思います。

委員長 平村委員、いいですか。それでは、先へ進めていきます。79、80ページの方。10番大崎委員。

10番大崎委員 80ページの13の委託料の部分で、通所介護施設調査設計委託料ということで、デイサービスの移転のことだというふうになっていたんですけども、これの、今後の具体的なスケジュールの進行具合、総合計画にも載っていたんですけども、あのとおり進められていくのか、そののどこ詳しくお知らせ願います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 只今のご質問でございますけれども、13節の通所介護施設の設置に係る設計委託料でございますけれども、これは既に総合計画等で、ご説明申し上げますように、荷負小学校をデイサービスで使いたいということでございます。今、今後この計画につきましては、それぞれ検討協議会、若しくは検討委員会、それぞれをすり合わせておりますので、今後につきましては、運営をしていくであろう福祉会と正式協議ということになるかと思っております。そういった形の中で、その後、協議がまとまればこの設計委託料につきまして、条件等についてそれぞれ整理をしながら、23年度中の中で委託を出していきたいという考え方で、進めていきたいなというふうに考えております。

委員長 10番大崎委員。

10番大崎委員 分かりました。それと、今後、福祉課の方から出された、今後の町からの持ち出しもうろ覚えで申し訳ないんですけども、1600万、2千万弱の今後運営に町の負担をしていかなきゃなんないんでないかということも書かれていたはずなんですけれども、そういったところも今後色々精査されたり、何だりしていくことになっているんでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 只今のご質問でございますけれども、確かに、町のそういった意味では、報告をしながら、町で考え方を整理した中に20人以上のデイサービス施設を単独設置するという事につきましては、そこに書かれていますように、人件費だけでも施設長含めて、管理者若しくは事務員、厨房職員ということで、経費増が

当然にして予想されますので、今後この整備をすることに伴いながら、利用者をどう確保していけるかというようなことも考えていきながら、今でも、そうでございますけれども、出来れば単独の施設として、町からの補助を受けない形で、経営をしていけるということは一番適當ではないかなと考えておりますけれども、先ず、本当に将来にそういった形で、ずうっとそういった負担が生じてくるのかというようなことも、少し危惧しているところでございますので、十分に整理しながら、今後進めていきたいなということで考えておりますので、このあと少し庁舎内でも含めて、それぞれ検討していければと考えております。

委員長 他に、79、80ページございませんか。11番櫻井委員。

11番 櫻井委員 今の質問に続きなんですけれども、検討委員会のメンバー、どういうメンバーになりますか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉 課長 検討委員会ということでございますけれども、検討委員会と検討協議会ということで、2つあるわけでございますけれども、検討委員会のものについては、庁内の職員と介護保険施設の職員、例えばそれぞれの施設長というようなことで、実質的な事務担当者のレベルが、検討委員会ということになります。その一つ上に検討協議会ということでございますので、それらにつきましては、それぞれの団体ということで、福社会の代表であるだとか、当然議会の代表も入れた中で、例えば、介護者の立場ということの方々もそれぞれいらっしゃいます。その方については、本来介護保険計画の4期の計画を作るだとか、次、23年度につきましては、5期の計画を作るというメンバーでございますので、福祉に係るそういった意味では、一番のそれぞれの立場の方を入れているということになっております。ちょっと具体的な名簿持ち合せておりませんので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

委員長 81、82ページ。83、84ページ。8番松澤委員。

8番 松澤委員 83ページの、3款1項3目の18の備品購入費のところなんです、緊急通報システム装置、10台分ということで、対象者について伺いたいのですが、この事業に関する対象者なんです、対象者で要介護、要支援、重度障害者手帳を所持しているとありますけれども、その目的の中に急病や災害等の発生による緊急時に迅速かつ適切な救急救助体制をとることにより高齢者が安心して日常生活をおくる事が出来るとあります。それで、今言った1番、2番の中の対象者以外に、例えば、隣の家とすごく遠くにあるとか、65歳以上で元気

な方と言いますか、例えば夜中に一人で暮らしている事によって、不安な毎日を過ごしている方に対しては、当たらないのかなと思うんですけれども、そのことが、3番の同等と認められるものでありますけれども、そのことに対象者として該当となるのかお聞きしたいんですが。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

緊急通報システムの内容でございますけれども、予算の計上につきましては、そこに書いてありますように、委託料につきましては、現在機能している電話につきましては、87台ということでそれぞれ積算をして110万ほどの予算を計上してございます。また、新しく緊急システムの電話機ということで、前年度より予算が落ちておりますけれども、この予算につきましては、機械そのものが、当時は10万ちょっとだったものが、新しい機械ということで1台、6万4千円程度で入るといってございますので、その差額分が予算の中で落ちている格好になっております。今、ご質問がありましたように、誰にといいことの話でございますけれども、平取町緊急通報サービスの実施要綱の中には、今、議員から指摘ありましたように、基本的には、65歳以上の独居の方ということになります。一つには、要支援、要介護の要介護認定者の方々で、緊急的に行動の出来ない方ということの実は整理をしております。2番目、今、指摘ありましたように障害を持っている方。3番目につきましては、そういった意味では、特に町長が認めた者ということで対応しておりますけれども、基本的には、元気な方の高齢者につきましては、この要綱の中では、対応が出来ないということになりますので、実は、そういう相談も時々ございまして、そういった方についてはお断りしております。ただ、最後の町長が特に認めた場合ということで、奥の旭等の中で、隣近所まで相当な距離があるというような場合については、体の状態も踏まえた中で、何か事故があった時に緊急に動くことが出来ないということで、一定程度整理した方については、一応そういう形で付けているところも正直でございます。ですから、65歳以上の独居だからといって全員に付けるということではなくて、あくまでもそういった方々のためのシステムということになりますので、65歳以上の元気な方については、違う形での見守り安否が必要になるかなというふうに考えておりますので、そういった意味では、あくまでも要綱に照らした中での設置をしているような現状でございます。以上でございます。

委員長

他に、83、84ページ、ございませんか。10番大崎議員。

10番
大崎議員

84ページの3款1項4目福祉施設費の13節の委託料中で、びらとり温泉の関係ですけれども、今、プロポーザル、既に公募されておられるんですけれども、基本的に平成25年の完成、開業というスケジュールでは、住民への説明、

或いは議会との協議等、十分に時間をかけて進めていくことが困難なんじゃないかなって私危惧してるんですけども、こういった事をもう1年くらい指定管理者の切り替え時期だというのは、十分承知しているんですけども、もう1年くらい、十分時間を取って、折角やるならじっくり腰を据えて話し合っって良い物にしていくっていうそういう考えはないのか伺いたいのと、コンサル会社のシミュレーションにあるとおり、本当に指定管理者が、完成後の30年目の平成54年まで、ゼロでいけるのか、その根拠どこにあるのかちょっとわからなかったんですけども、昨日、町長のお言葉の中で、ゼロになるのか、1千万程度負担しなきゃならないのかっていうお話もあったと思うんですけども、そういうところちょっとやっぱり、まだ分からないところが多すぎるんじゃないかと思うんですよね、ですから、是非、折角やるなら先ほども申したように、折角やるならもう1年時間かけて、じっくり腰を据えてとっかかっていって、それで、住民の方々の理解を得る、或いはその役場内の方でも色々、本当にちょっと急ぎすぎじゃないのかなって懸念している方もいっぱいおられると思うんですよね、ですから、そういった方向で考え直す気はないのか、伺いたいと思います。それと、もう1点なんですけれども、その町長の執行方針の中で、苦渋の選択で建替えを決意しましたと書かれていたんですけども、ちょっと、んっと首ひねるところがあったんですけども、その苦渋の選択したということは分かるんですけども、その選択をする時点の経緯というか、例えば、その住民と色々話し合っって、こうやっている中で、決断しましたよということではなくて、決断をした経緯が分からないですよね、ですから、そういったことを説明していただきたいのと、今後住民の説明に入っていく時には、そういったことも議会、当然なんですけれども住民の方々に説明していただきたいなというふうに思っておりますが、お伺いします。

委員長

産業課長。

産業課長

先ず、私の方から簡単に説明させていただきます。びらとり温泉の改築事業につきましては、2月9日に開催されました、議員全員協議会の中でご説明をさせていただいておりますが、既存の施設でこの形で営業継続することについては、指定管理料や維持修繕費、施設の老朽化の関係で難しく、リニューアルするということにつきましては、一定のご理解をいただけたものと考えております。また、今後につきましては、3月28日予定の温泉改築事業のプレゼンテーションにおきまして、参加6社から提案説明を受け、新たに設置いたします老人福祉センター改築事業検討委員会におきまして、集中的に宿泊施設をどうするのか、また造るとしたらどの程度の規模にするのかなどについて、ご検討いただきたいと考えております。この委員会の構成につきましては、議員は全員、総合計画審議会の正副会長、二風谷ファミリーランド検討委員会の委員から4名、自治振興会長1名、まちづくりプロジェクトチームから10名、温泉

の指定管理者から2名、あと事務局3名の33名の構成を予定しております。また、23年度の予算といたしましては、温泉掘削に掛かる経費と実施設計委託料、約1億6千円を計上させていただいておりますが、温泉掘削につきましても、温泉の運搬に掛かる経費の面や、現在の原泉の事を総合的に判断いたしますと、掘削に町の持ち出し分が約6千万円ほど掛かりますが、先ず、原泉調査を実施いたしますので、その報告に基づいて検討委員会において、ご判断いただければよろしいかなと考えております。それで、ご質問の2点目の温泉シミュレーションについてでございますけれども、これについては、平成22年の1月27日に将来構想としてまとめたものが報告されております。この中で、シミュレーションといたしましては、宿泊も含めて1泊2食付1万円の場を想定して、部屋数が和室10室、洋室10室、計20室。それで、稼働率については、50%を見込んでおります。年間の入館者、全部で7万名の利用を見込みまして、宿泊の売り上げについて年間4千万円程度で、推移していくだろうということでございます。それに、影響しまして、レストランの売り上げについても、5千5百万円程度で推移すると、営業収支は4年目で約2千万円、16年目で約1千4百万円となっており、安定した収益を確保できるという内容になっておりますが、これは、22年時点の話でございます。ご存知のように、去年の連休に町内に和牛のドライブインがオープンしまして、その関係もこれには、当然含まれてきておりません。今後、検討委員会において十分に検討していただけたらいいんじゃないかと、あくまでもシミュレーションは、宿泊施設を造って、それによる営業の利益、またレストラン営業利益等見込んであるシミュレーションということもよろしく願いいたします。苦渋の選択については、町長の方から。

委員長

町長。

町長

私の方から、出来れば最少の経費で、現施設をリニューアルしながらやればいいということで、現地を見ながら、それぞれ状況を見たわけでありましてけれども、ボイラー、配管、そして雨漏りの状態、そして脱衣室も広く出来ない今の現状からいきますと、全体そのものが、老朽化しているというようなことから、やむなく改築をしなければ、これは出来ないだろうということで、仮に、その部分を、既存のものを直すということになれば、1年間休まなければならないと、そうすると営業補償から何からというと、本当に1億くらいの掛かるのかなという感じもしますので、やはり、新しく改築、施設が広いですから土地も沢山ありますので、そういう中では、そういう選択が出来ただろうということで考えてございます。そんなことで、苦渋の選択というのは、当然にして最少の経費でやりたいという考えありましたけれども、そういうような結論に達したという事でございますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

町長、質問の中で、1年間くらい時間をかけて、延ばしてということに対してのご答弁お願いいたします。

町長

これについては、指定管理者の本当に施設が老朽化した中で、本当に唯一は、びらとり和牛を支えにしながら、少しでも収益を上げるという中でやってきてございまして、施設そのものが、雨漏りしてますので本当にパッチ式で修繕しながらということで、上に太陽光の施設をくい込んだものを取れば、そこから雨がジャージャーむるようなことで、もうこれ以上延ばすということについては、これは、出来ないのかなと、逆にもう指定管理者そのものが、撤退する可能性もございまして、本当に出来れば23年度からでも着工したいくらいの思いでございまして。そういった事で、これから1年間、実設計ありますけれども、短期集中の中で、皆で一生懸命、知恵を出して考えれば、あまりこれを1年、またずらすということになりますと、色んな支障が出てまいりますので、1年延ばすという考え方ではなく、短期集中の中で、皆で一生懸命、検討委員会も立ち上がりますので、その中で協議をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長

10番大崎委員。

10番
大崎委員

そういう実情については、重々分かりましたが、やはりちょっと私心配性なのかもしれませんけども、どうもそのプロポーザル方式とかって、確かにその後話合える機会いっぱいあるんですよと言われても、結局はその、何かこう、町、或いは、コンサル会社が言ったようなすごく立派な、宿泊もすごい建物がドンと出来てしまうような気がしてならないんですよ、そういうルールに乗っかっちゃって走り出してるような気がしてならないんですよ、ですから、十分、当然議会の或いは、住民との中の話合いは十分されると思うんですけども、そういった中で、くれぐれもそれぞれの立場の方の色んな意見伺いながら進めていただきたいと思います。それと、もう一つ、気を付けてほしいのが、指定管理者料ゼロになりますよと、そういうのは本当のただシミュレーションの一部の見方であって、それが、この計画変わった場合にはどうなるかというのは、全く白紙ですよ、ですから、そういったことも町民、議会にもきっちり説明していただかないと、本当にどういうもの建てるかによって変わってきますよね、当然、その施設、今後経営していくに当たって、ですから、そういったものをきちんとやっぱり考えて、くれぐれも住民に誤解与えないように、持ち出し少ないからいいじゃないみたいなそういう考えじゃなくて、例えば、その指定管理料この先、例えば4千万余りつぎ込んでいたのを、10年間ゼロになったら4億浮いたからいいでしょうというそう言う議論じゃなくて、それは、浮いたからいいでしょうじゃなくて、浮いたから他のものに、できたりするでしょという考えだと私は思うんですよ、浮かせたのは、別にその浮かせ

たお金で、また温泉に掛けるって言う、私はそういう事じゃないと思うんですよ、浮かせた部分を、また他の今まで手薄で出来なかった所に回してあげたり、或いは財政厳しい中で、節約する中の一環としてそうやって、やってきたわけで、それを、どのくらい浮いたから、これだけ持ち出し少ないからいいでしょというそういう単純な考えにはしないで、きちんとやっぱり分かりやすく説明していただきたいなというふうに思っております。

委員長

町長。

町長

プロポーザル方式については、今月の末にある程度出てまいります。やはりこれらを、行政で考えるということは、これは到底難しいことでありまして、やはり、民間のノウハウを駆使して、やはり華美とかそういうことではなくて、華美になるということではなくて、それはこの構成のメンバー協議会の中で十分、もんでいただければいいと思いますので、やはり民間のそういった技術を参酌しながらやるという考え方でございますので、ご理解願いたいと思います。それと、財源の関係についても昨日お話し申し上げたわけで、ありますけれども、今4千万ほど委託料については、これらについては、財政のシミュレーションでも、ゼロにしてございます。これを、温泉に使うということでは、浮いたものについては、当然浮くわけですから、他にも4千万は、他に財源を有効活用できるっていう意味合いでございまして、浮いたからということではなくて、当然浮いたことは有効に活用できるものが、出来上がりますよという意味で、ご理解を願いたいというふうに考えてございます。そういった形で、そんなことで、よろしいでしょうか。

委員長

大崎委員いいですか。他に、84ページまで、ございませんか。85、86ページ。7番山田委員。

7番
山田委員

7番山田です。86ページの3款1項7目共同作業所費ということで、13節の委託料、毎年、同等な金額は出ているんですけど、ほとんどが二風谷の共同作業所が110万ちょいの金額、使っておりますけど、その下の34万9千円、出てるんですけども、これは、何箇所か、場所的には、自分も大体分かるんですけども、長知内のように昔から農業用の施設として、乾燥施設など入れてじっくり使っているところと、また、失礼ですけども、荷菜のように倉庫になってしまっているようなところと、その辺の区別というのは付けられるのか、均等に払われてるのか、それと、一番上の7節ですけども、清掃賃金、管理者賃金おいても、これが農業用作業所に当てはまるものかどうか、分かりませんが、委託料含めてその辺も、同等に払われているものなのか、どうかちょっと確認したいんですけども。

委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	共同作業所につきまして、現在、紫雲古津、去場、長知内、二風谷、荷菜、それと二風谷の民芸品の関係の平取町民芸品二風谷作業所、それから、貫気別の作業所ということになってございます。その中で、ご質問にありましたように、実際に当初の目的以外の形で使用されている施設がございまして、それらにつきましては、当然ながらこの委託料、或いは清掃賃金の中に含まれてきてはおります。ただし、現在その使用されていない部分と、当初の目的以外で使用されている部分とございますけれども、使用されてる部分については、それなりの措置をしているところでございます。それで、ご指摘にありました、荷菜の農業の関連の作業所につきましては、現在、この共同作業所含めて、公共施設等のあり方に関する調査が、現在進められておりますから、その利用実態等を十分に把握した上で、平成23年度以降適切な対応をとっていきたいというように考えております。具体的に申し上げますと、既に適化法の適用も切れている部分につきましては、現在の使用目的に沿った利用を考えていきたいとこのように考えているところでございます。
委員長	他に、ございませんか。87、88ページ。89、90ページ。91、92ページ。93、94ページ。8番松澤委員。
8番松澤委員	すいません。94ページの、8節の報償費何ですが、食育推進事業の謝金の中で、料理教室ということだったんですが、何回の金額でしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	只今のご質問にお答えをしたいと思います。この科目の報償費の中ということになりますけれども、この昨年から平取町の食育計画ということで、そういう内容で、整理をしているところでございますけれども、計画を作りながら、食育に係るそれぞれの事業をあげさせていただいております。既に、計画も作りまして、人づくり、健康、そして、地産地消というような大きな3つのテーマを持ちながら、それぞれの事業を今進めていく格好になってございます。現在のこの今の言われている報償費の中の食育推進事業の謝金につきましては、それぞれ指導員の謝金ということになりますので、3回ということで整理しているところでございますので、それに伴うそれぞれの謝金をそこにあげているところでございます。以上でございます。
委員長	他に、93、94ページ。95、96ページ。8番松澤委員。

8番
松澤委員

はい。95ページ、予防費の1節報酬ですが、健診など町立病院へ今年からということだったんですけども、町立病院へ行くということで、町立の先生が診ていただけるものかと思ったんですけども、医師報酬とありますけども、どういうことなんでしょうか。13節委託料の方にも、乳幼児予防接種委託料とあります。これも国保病院の方でということだったんですけども、この事についても、ちょっと教えていただきたいんですが。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

只今の予防費の中での、報酬につきましては、昨年から大きく落ちておりますので、今、お話ありましたように、国保病院にもということにはしておりますけれども、ここであがっている医師の報酬につきましては、専門健診の乳幼児健診には、それぞれ町外の方の医師を対応させていただいてるということで、この部分につきましては、専門の医院の先生をお願いしているということで、先生を招聘して乳幼児健診をやっているという経費の部分がそこへ残っているというような格好になっています。次の、13節にあります、ページ数でいくと96ページにあります、乳幼児の予防接種委託料につきましては、これらにつきましては、定期接種、若しくは任意接種ということで予防接種がございますけれども、この中に今ちょっと問題になっておりますけれども、ヒブだとか、小児用肺炎球菌ワクチンだとか、そのことを国保病院に委託をして実施をするという経費をここに計上しているところでございます。以上でございます。

委員長

他に、95、96ページございませんか。97、98ページ。9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

98ページの環境衛生費全体の中で、伺いたいと思うんですけども、やはり有害鳥獣、特にシカの捕獲の関係で、近年地元のハンターの方々も年々高齢化してくるという形の中で、若年層にも後継者ということで、狩猟免許取らせている方もおりますが、絶対数ということでは、今後は減少していくのではないのかというそういう思いを持っております。そこで、今の昨年辺りから、狩猟だけでなくもわなの免許とかって事も含めて、色々な事言われているわけですが、いずれにしても、そういう資格を取る時も、何か援助的なものについては、どのように考えておられるのかな、やっぱり特別なことを少しこれからのことを考えないと、有害鳥獣増えてもそれを捕獲する人がということについて心配になるのではないのかのと、そういうふうに思っておりますので、その辺の対応考えておられるとすれば、どのようなことなのかなということでも伺いたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

それでは、お答えをしたいと思います。有害駆除の関係については、前回の常任委員会でも実績含めてご報告をしています。また、今回の執行方針の中でも有害駆除対策について述べております。基本的には、鳥獣被害防止対策協議会を設置して、基本的な対策を講じていきたいということで考えております。只今、鈴木議員からご質問のありました、罾の甲種の免許の取得関係ということでございますけれども、新聞情報等によると、甲種の免許取得が結構増えているというような状況になっております。これらの対策、農地被害の防止についても、今のままの電気柵だけでいいのか、どうなのか、鹿フェンスの設置も含めて23年度におきましては、この協議会の中で、十分検討させていただきたいというふうに思います。罾の免許の場合、確か常任委員会の時もお話したと思いますけれども、罾の免許しかありませんので、最後の仕留めはハンターにということになるかと思っております。それらも含めて、協議会の中には、猟友会の方も入ってもらう予定でおりますので、そういう形で対応していきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。以上です。

委員長

9番鈴木委員。

9番
鈴木委員

罾の事のみならず、今お話ししたんですけど、狩猟免許そのものを取得する時の、これ取得するのにもあれですけど、取得した後に銃を取得しなければと全てのことに色々と経費掛かる中で、猟友会の方からそういう要請があるか、どうか分かりませんが、やはり免許取得等に対しての何らかの事についての要請があるか、どうか分かりませんが、町としてそういうことの後継者育成という事では考えていないのかなという辺りについて、伺いたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

狩猟免許の取得含めて、後継者の育成を考えていないのかというご質問でございますけれども、今の乙種、銃器による狩猟免許の後継者については、特に猟友会からの特別な要請も今のところないということでございますので、特に対策としては、今のところ考えてはおりませんが、只今、申しましたとおり有害駆除の捕獲量が、捕獲頭数が2千頭を超えているというような状況になってますので、その辺については、只今申し上げました、協議会の中で狩猟免許、罾と銃器含めてどういう対応がいいのか、検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

委員長

10番大崎委員。

10番
大崎委員

10番大崎です。今のところなんですけれども、日高管内でもシカの対策協議会というか、まとまってやっていきたいと思いますとなつてたはずなんですけれども、今後、もう一つ私思っていたのが、例えば、酪農学園大学でその研究室の学生達が、大学と市町村と協定結んで、シカの被害の防ぐためにどうしたらいいかとそういうフィールドワークって言うのか、そういうのやっている、西興部村とやってるのかな、結構、何箇所か市町村と協定結んで、そういう方策をやっている事例があるので、そういったことも視野に入れていただきたいなと思っていたのと、このシカの被害だけに係らず、例えば、地域おこしの事でも色々な大学の中での繋がりとか、そういうのを協定結んで、人、出入りしてもらって、町の事について考えてもらう、ちょっと別の部分になってしまうんですけども、そういったことも将来的に視野に入れていってもいいんじゃないかなというふうに思ってますけれども、そういったことについて、ご質問いたします。

委員長

副町長。

副町長

それでは、お答えをしたいと思います。管内に協議会、広域の協議会が設置をされまして、具体的な活動としては、今のところ23年度からシカの捕獲費用の管内統一価格、一斉駆除の実施ということで23年度から計画をしております。只、一番肝心になります、捕獲したシカの処理、これについては、中々どういう形で処理するかというのが、進んでいないというのが現状でございます。平取町だけでも年間、年間と言いましても有害駆除の期間ですから、実質7ヶ月程度の中で、2千頭を捕獲しているという状況の中で、それらが、ハンターの中で処理について苦慮しているところもあるのかなというふうに思います。酪農学園大学との町村との協定の中では、肉の有効利用も含めて協定を結んで実施をしているという事で、確か新聞の中で読んだ事がございます。資源の利用も含めて、そういう活用が可能であるのであれば、そういう大学との協定も一つの方法かなというふうに思います。ある一定の分野では、大学、或いは国の機関含めた、産官学の協定を結びながら事業を実施しているものもございまして、今後その辺含めて視野を広げて、対応策を検討していきたいというふうに思いますので、一つよろしく願いいたします。

委員長

産業課長。

産業課長

只今の関連でございますけれども、産業課からもお答えさせていただきたいと思っております。農業被害の関係なんですけれども、平成22年度の調査の結果によりますと、シカでいきますと、水稻が約1億300万円。多いのが牧草で、6600万円。デントコーンで320万円と、シカの関係で行きますと合計で、1億8700万円の被害となっております。熊、アライグマ、その他の合計で、

22年度で、2億1048万2千円という数字が出ております。21年度でいきますと、合計で1億700万円という事なので、かなり農業被害増えていることになりますので、この罾の講習会があるんですけれども、その開催費用の関係につきましては、中山間の交付金事業の中で平成22年度から新たにメニューを設けまして、発展的農業活動の試験研究ということで、年間200万円予算を見ております。その中で、例えばシカの括り罾の講習会にかかる経費とか、例えば狩猟免許に対する助成とかできないかという事で、今、そっちの方でも、色々検討させていただいているものなので、ご報告させていただきます。以上です。

委員長

11番櫻井委員。

11番
櫻井委員

11番櫻井です。今と同じところと言いますか、98ページの委託料含めての話なんですが、予算説明資料によりますと、18ページの有害鳥獣特定外来生物駆除事業として、1075万3千円が計上されておりますが、この予算説明の中の13節の中で、シカ捕獲業務委託料、特定外来生物、有害鳥獣、もしかして19節のヒグマ捕獲とキツネ駆除、それを合わせてもこの金額にならないんですよ、これ他にどういった事業があるのかちょっと教えていただきたいんですが。

委員長

多少時間いただきまして、あとから答弁いたします。他に、98ページまで、ございませんか。なければ、99ページ、100ページ。101、102ページ。103、104ページ。105、106ページ。10番大崎委員。

10番
大崎委員

106ページ、19節負担金補助及び交付金の中の4段目の農業者就農促進対策事業補助金という事で、2名分という事でおっしゃっていたんですけども、以前、総合計画の時にもお話したんですけども、農家の方の子弟、後継者の方が帰ってきて、新たにというか、更に規模拡大するとか、そういった時の助成だったと思うんですけども、ある程度帰ってくる後継者の方々も、親の代で規模大きくされていて、新規に、これから新規に中々規模拡大ということには進まない、或いは、中小の中規模や、小規模の農家の方々でも、後継者帰ってきてても別段拡大まではしないまでも、現状維持で頑張っていきたいよという子ども達も帰ってきているのが事実です。そういった場合の、後継者の方々に対する、支援というか、規模拡大する人に後押ししてあげるというのは分かるんですけども、そういった面での中小の現状維持でも、この地元の平取帰ってきて頑張りたいよという人に対する支援というのは、何もないような気がしてならないんですけども、例えば、住宅新たに造れば、確か利子助成、利子分の何ぼか補いますよというのはあったと思うんですけども、そういったところ、今後、やっぱり考えていくべきじゃないのかな、ある程度その公平な対

応策とってあげても、柔軟な対応策とってあげてもいいのかなというふうに思っていますので、それについて、先ずお伺いいたします。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。これは、Uターン対策といたしまして、平成5年から実施しているものでございまして、ちょっと前まで、マックス500万という事で、これが400万になったということで、年間2名分は予算計上させていただいておりますけれども、今ご指摘のことにつきましては、23年度から直ぐというわけにはいきませんが、関係機関の中で十分協議して、対応できましたら、24年度からでも実施したいと思っておりますので、十分検討させていただきたいと思っております。

委員長

10番大崎委員。

10番
大崎委員

すいません。続きまして、同じページなんですけれども、同じページでここに入るか、どうかちょっと分からないんですけども、TPP参加した時の、平取における影響額、どのくらい受けるのか、多分、道で出している各市町村でもどのくらいですよというの出ていると思うんですけども、それについてお知らせいただきたいのと、その町長の執行方針で飼料米、稲の施策取り組んでいくみたいですよと確か載っていたと思うんですけども、その具体的な、その飼料用の稲の取組み、稲作るのは分かるんですけど、確か、専用のコンバインに、後ろそのままロールベラー付いたやつで、刈り取って行って、直ぐラップして、サイレージにするという、多分方法だったと思うんですけども、機械をどうやって確保していくのかというのがちょっと疑問に思っていたんで、そこら辺のことを先ずお伺いしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

先ず、TPPの関係ですけれども、町としては特にどのくらい被害があるかということは、試算しておりませんが、農協の方で試算したところ、ちょっと今数字ですね、昨日農協の組合の会議で、組合長が報告されてました、例えば、17億くらいだったかなと記憶しているんですけども、正確な数字、あとで報告させていただきます。あと飼料用稲の試験研究ということで、ホールクロップサイレージと言いまして、去年農業振興対策協議会でも、先進地であります愛別の方見てきましてけれども、これは、転作の奨励金というか、反当り8万貰えるという事で、非常に有望なということで、今、農業振興対策協議会の中でも試験研究しています。その機械は1台1500万円ほどするということでございますけれども、これについても例えば、リースで借りるのか、

どうするのかという事につきましても、23年度以降について、試験研究していくということになっておりますので、協議結果につきましては、産業厚生常任委員会等でもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 他に、2番平村委員。

2番 平村委員 105ページの委託料ですけれども、委託料の中の生産調整推進対策事務委託料というのは、この内容はどのようなのでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 この生産調整推進対策事務委託料、142万1千円につきましては、農地地図情報システムというものがあまして、航空写真で全部情報が入るわけなんですけれども、この更新に係る委託料ということでございます。

委員長 他に、ございませんか。107、108ページ。109、110ページ。7番山田委員。

7番 山田委員 109ページの農林水産業費で、19節農産物加工場改修費負担金ということで、町の持ち出しが1千万、残りは農協で、1億3800万ということで、予算説明受けたんですけれども、これ今、トマトの集荷場として近辺から毎日大変なトマトの量、入ってくるんですけれども、この辺に関しても影響のない工事内容にするということですのでよろしいのでしょうか、どの辺まで、どのような内容で、ある程度でいいのでこの改修の内容説明いただきたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 これにつきましては、農協が事業主体となっておりますけれども、改修事業の内容につきましては、工場の内部改修で、約7千万円。ボイラー入れ替えで、2760万円。あと外壁の改修で、1150万円。外溝で1740万円でこの合計が1億2680万円となっております。これに、管理料とか、消費税入れまして、工事の全額で1億3779万1500円となっておりますので、その今言われた、トマトの搬送に係る分については、影響はないかなと考えております。

委員長 他に、ございませんか。先ほどの98ページに戻っていただきまして、委託料の関係で、まちづくり課長の方から答弁をお願いします。まちづくり課長。

まちづくり課長 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。予算資料では、事業費として、1075万3千円ということでございまして、この内訳といたしましては、予算書の98ページの委託料の、シカ捕獲業務委託料900万円。それと3番目の特定外来生物防除業務委託料162万。これに、消耗品といたしまして、処分用の炭酸ガスですとか、ゴミ袋等で13万3千円を計上いたしております。19節に猟友会の補助金とか、ヒグマ、キツネ奨励金ありますが、これは、経常的な経費として区分させていただいております。この資料に載せた部分については、今の内訳という事になっております。ちょっと事業概要の中に、ヒグマ、キツネと入っているものですから、ちょっとこの辺は表記の誤りということで、訂正を願いたいと思います。

委員長 以上の答弁でよろしいですか。11番櫻井委員。

11番櫻井委員 この、4段目の有害鳥獣駆除委託料というのは、入らないんですか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この、狩猟事業としての内訳としては、入らないような作り方をしております。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 大変、こちらの内部的な処理で大変申し訳ないんですけども、投資的、経常的な経費という、見積りの分けで、担当課からあがってきておまして、投資的な部分を集計した数値ということになっておまして、この有害鳥獣委託料につきましては、一般的に毎年、恒常的な費用という捉えであげてきたものですから、この資料の内訳には、加算されていないということでご理解をお願いしたいと思います。

委員長 よろしいですか。それでは、110ページまで、他にございせんか。111、112ページ。113ページ。以上、なければ、本日の予算審査特別委員会は、これにて終りたいと思います。なお、明日10日は、9時30分再開いたしまして、114ページの商工費から入っていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうも、お疲れ様でございました。

(散 会 午後15時42分)